

千葉県図書館資料除籍要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県図書館で所蔵する図書館資料について、利用の効率化と管理の適正化を図るため、除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第2条 除籍の対象となる図書館資料及びその基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 亡失、不明資料

- ア 資料点検の結果、引き続き3年以上所在不明のもの。
- イ 貸出資料のうち、督促等にもかかわらず回収不能のもの。
- ウ 利用者が亡失し、汚損し、又は破損した資料で、やむを得ない理由により現品での弁償が不可能なもの。
- エ 利用者が、不可抗力による災害その他の事故により亡失したもの。

(2) 汚損、破損資料

- ア 汚損または破損がはなはだしく、修理が困難なもの。
- イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの。

(3) 不用資料

- ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述内容がすでに資料的価値を失ったもの。
- イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの。
- ウ 複本があり、利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの。
- エ 新聞、逐次刊行物で、保存期間を経過したもの。
- オ 郷土資料、千葉県発行の定期刊行物等で、保存期間を経過したもの。

(4) 合本あるいは分冊による数量更正によるもの。

(5) 管理換えによるもの。

2 前項の規定にかかわらず、中央図書館長が定める図書館資料については、除籍することができない。

(除籍資料選定委員会)

第3条 除籍する図書館資料の選定を行うため、図書館に除籍資料選定委員会を置く。

2 除籍資料選定委員会の委員は、図書館職員の中から館長が任命する。

(決定)

第4条 館長（中央図書館にあっては、情報資料課長。次項において同じ。）は、前条の除籍資料選定委員会の選定結果に基づき除籍する図書館資料を決定し、除籍資料明細書（様式第1号）を作成する。

2 館長は、除籍を決定した図書館資料（以下「除籍資料」という。）について、除籍資料明細書により中央図書館長に報告する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、図書館の除籍に関し必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月3日より施行する。
- 2 千葉県立図書館資料除籍基準（昭和57年9月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成29年2月20日より施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

